

平 2 5 山病本第 1 2 6 号

平成 26 年(2014 年)1 月 23 日

山口県知事職務代理者

山口県副知事 藤部 秀則 様

地方独立行政法人山口県立病院機構

理事長 前川 剛志



地方独立行政法人山口県立病院機構の中期計画変更の認可について（申請）

このことについて、地方独立行政法人法第 26 条第 1 項の規定に基づき、別添のとおり申請します。

地方独立行政法人山口県立病院機構の中期計画の変更について

地方独立行政法人山口県立病院機構中期計画（第1期）別表において定めている使用料及び手数料について、下記のとおり一部改定を行うこととし、中期計画（別表）を変更する。

記

1 消費税率引き上げに伴う使用料及び手数料の改定

(1) 変更の理由

現行の使用料及び手数料のうち消費税課税対象については、5%の税率にて算定している。平成26年4月1日に税率は5%から8%に引き上げられることから、あわせて改定を行う必要があるため。

(2) 変更の内容

- ・使用料及び手数料 健康診断料等9項目を改定

(別添資料のとおり)

※改定後の使用料手数料の適用は、平成26年4月1日から適用。

2 病院と診療所との役割分担を推進するための手数料(初診時の選定療養費)の改定

(1) 変更の理由

総合医療センターと診療所等のかかりつけ医との連携を一層強化し、外来患者の受診をかかりつけ医に誘導することにより、県民への高度専門医療の提供をより充実させるため。

(2) 変更の内容

- ・手数料 初診時の選定療養費 (現行) 1,575円 (うち消費税5%)
(改定後) 3,240円 (うち消費税8%)

※改定後の手数料の適用は、平成26年7月1日から適用。

(患者周知の期間を要するため)

消費税率引き上げに伴う使用料及び手数料の改定について

地方独立行政法人山口県立病院機構中期計画（第1期）別表において、診療料、予防接種料、特別病室使用料等を定めているが、これらのうち課税対象のものについては、5%の消費税率にて算定している。

平成26年4月1日に消費税率は5%から8%に引き上げられることから、あわせて使用料及び手数料を改定する。

《改定内容》

		現行(A)	改定後(B)	引き上げ額 (B-A=C)
診療料	自費患者	12円60銭	12円96銭	36銭
	選定療養費 (180日超入院)	10円50銭	10円80銭	30銭
食事療養料	自費患者	100分の105を 乗じて得た額	100分の108を 乗じて得た額	100分の3
特別病室使用料	特別個室	11,550円	11,880円	330円
	普通個室	3,150円	3,240円	90円
妊産婦健康診査料	医師が行う 健康診査	12円60銭	12円96銭	36銭
検査料	その他の検査	10円50銭	10円80銭	30銭
健康診断料		10円50銭	10円80銭	30銭
予防接種料		12円60銭	12円96銭	36銭

初診時の選定療養費の改定について

総合医療センターと診療所等のかかりつけ医との連携を一層強化し、外来患者の受診をかかりつけ医に誘導することにより、県民への高度専門医療の提供をより充実させるため、初診時の選定療養費を改定する。

○初診時の選定療養費

国が、『病院と診療所の機能分担の推進』を図る観点から定めた制度で、患者が他の病院や診療所からの紹介状なしに、一般病床200床以上の病院を受診した場合に、健康保険の初診料とは別に徴収。

《当院の状況》

地域の医療機関との機能分担を推進するため、患者がまずかかりつけ医を受診し、その紹介状を持って当院を受診するように、ホームページによる周知や患者向けチラシを作成・配付等に努めている。

しかし、現行料金では、患者がかかりつけ医で受診する十分な動機付けとなっていないため、「当院とかかりつけ医との役割分担の推進」や「救命救急センターにおける軽症患者の受診抑制」といった目的を十分に果たせず、地域病院等との役割分担の下で当院が高度急性期病院として発展し、県民への高度専門医療の提供を充実させるにあたり、支障となっている。

かかりつけ医との連携の現状

(単位 %)

区分	総合医療センター			県内の地域医療支援病院 平均 (H24)
	H23	H24	H25(4~12)	
紹介率	47.3	50.5	55.1	70.7
逆紹介率	42.0	52.4	67.3	87.2

地域医療支援病院：地域医療を担うかかりつけ医等を支援する能力を備える医療機関として、県知事承認された病院

《改正の内容》

現行：1,575円（うち消費税5%）

改定後：3,240円（うち消費税8%）

○県内の地域医療支援病院の平均額：3,133円（消費税5%時）

※改定後の手数料の適用は、平成26年7月1日から実施する予定。

（患者周知の期間を要するため）

地方独立行政法人山口県立病院機構中期計画（第1期）新旧対照表

改 定 後			現 行		
別表			別表		
区分		金額	区分		金額
診療料	社会保険加入患者及び公的扶助患者	健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)第 76 条第 2 項(同法第 149 条において準用する場合を含む。)及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)第 71 条第 1 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法(以下「診療報酬の算定方法」という。)により算定した額	診療料	社会保険加入患者及び公的扶助患者	健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)第 76 条第 2 項(同法第 149 条において準用する場合を含む。)及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)第 71 条第 1 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法(以下「診療報酬の算定方法」という。)により算定した額
	労災保険患者	国が定める労災診療費算定基準により算定した額		労災保険患者	国が定める労災診療費算定基準により算定した額
	自費患者	診療報酬の算定方法により算出した点数に 12 円 96 銭の範囲内で理事長が定める額(道路運送車両法(昭和 26 年法律第 185 号)第 2 条第 2 項に規定する自動車及び同条 3 項に規定する原動機付自転車による交通事故に係る場合にあっては、20 円)を乗じて得た額		自費患者	診療報酬の算定方法により算出した点数に 12 円 60 銭の範囲内で理事長が定める額(道路運送車両法(昭和 26 年法律第 185 号)第 2 条第 2 項に規定する自動車及び同条 3 項に規定する原動機付自転車による交通事故に係る場合にあっては、20 円)を乗じて得た額
備考			備考		
<p>1 初診(他の病院又は診療所からの文書による紹介がある場合及び緊急その他やむを得ない事情がある場合に受けたものを除く。)に係る診療料の料金は、<u>3,240 円</u>の範囲内で理事長が定める額を、前記の診療料の金額に加算した額とする。</p> <p>2 選定療養であって厚生労働大臣が定める方法により計算した入院期間が 180 日を超えた日以後の入院(厚生労働大臣が定める状態等にある者の入院を除く。)に係る診療料の料金は、厚生労働大臣が定める点数の 100 分の 15 に相当する数に <u>10 円 80 銭</u>の範囲内で理事長が定める額を乗じて得た額を、前記の診療料の金額に加算した額とする。</p>			<p>1 初診(他の病院又は診療所からの文書による紹介がある場合及び緊急その他やむを得ない事情がある場合に受けたものを除く。)に係る診療料の料金は、<u>1,575 円</u>の範囲内で理事長が定める額を、前記の診療料の金額に加算した額とする。</p> <p>2 選定療養であって厚生労働大臣が定める方法により計算した入院期間が 180 日を超えた日以後の入院(厚生労働大臣が定める状態等にある者の入院を除く。)に係る診療料の料金は、厚生労働大臣が定める点数の 100 分の 15 に相当する数に <u>10 円 50 銭</u>の範囲内で理事長が定める額を乗じて得た額を、前記の診療料の金額に加算した額とする。</p>		
食事療養料	社会保険加入患者及び公的扶助患者	健康保険法第 85 条第 2 項(同法第 149 条において準用する場合を含む。)及び高齢者の医療の確保に関する法律第 74 条第 2 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準(以下「食事療養の費用額算定表」という。)により算定した額	食事療養料	社会保険加入患者及び公的扶助患者	健康保険法第 85 条第 2 項(同法第 149 条において準用する場合を含む。)及び高齢者の医療の確保に関する法律第 74 条第 2 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準(以下「食事療養の費用額算定表」という。)により算定した額
	労災保険患者	国が定める労災診療費算定基準により算定した額		労災保険患者	国が定める労災診療費算定基準により算定した額
	自費患者	食事療養の費用額算定表により算出した額に 100 分の 108 を乗じて得た額の範囲内で理事長が定める額		自費患者	食事療養の費用額算定表により算出した額に 100 分の 106 を乗じて得た額の範囲内で理事長が定める額
特別個室使用料	特別個室	1 日につき <u>11,880 円</u> (消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)別表第 1 第 8 号に掲げる資産の譲渡等(以下この項において「助産に係る資産の譲渡等」という。)にあっては、11,000 円)	特別個室使用料	特別個室	1 日につき <u>11,550 円</u> (消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)別表第 1 第 8 号に掲げる資産の譲渡等(以下この項において「助産に係る資産の譲渡等」という。)にあっては、11,000 円)
	普通個室	1 日につき <u>3,240 円</u> (助産に係る資産の譲渡等にあっては、3,000 円)		普通個室	1 日につき <u>3,150 円</u> (助産に係る資産の譲渡等にあっては、3,000 円)

改定後			現行		
分べん料	医師の帝王切開によるもの	1児につき148,000円(多胎の場合にあっては、第2児以降、1児につき89,000円)	分べん料	医師の帝王切開によるもの	1児につき148,000円(多胎の場合にあっては、第2児以降、1児につき89,000円)
	医師が行う分べん	その他 1児につき168,000円(多胎の場合にあっては、第2児以降、1児につき99,000円)		医師が行う分べん	その他 1児につき168,000円(多胎の場合にあっては、第2児以降、1児につき99,000円)
	助産師の管理の下において行う分べん	1児につき119,000円(多胎の場合にあっては、第2児以降、1児につき74,500円)		助産師の管理の下において行う分べん	1児につき119,000円(多胎の場合にあっては、第2児以降、1児につき74,500円)
	備考 1 診療時間以外の時間に診療(分べんの介助を含む。以下この項において同じ。)を行った場合(帝王切開を行った場合を除く。)の分べん料の金額は、前記の分べん料の金額から30,000円を減じた額に100分の20(午後10時から午前6時までの間に診療を行ったときは、100分の40)を乗じて得た額を当該分べん料の金額に加算した金額とする。 2 在胎期間が22週間に満たない場合の分べん料の金額は、前記の分べん料の金額から30,000円を減じた金額とする。			備考 1 診療時間以外の時間に診療(分べんの介助を含む。以下この項において同じ。)を行った場合(帝王切開を行った場合を除く。)の分べん料の金額は、前記の分べん料の金額から30,000円を減じた額に100分の20(午後10時から午前6時までの間に診療を行ったときは、100分の40)を乗じて得た額を当該分べん料の金額に加算した金額とする。 2 在胎期間が22週間に満たない場合の分べん料の金額は、前記の分べん料の金額から30,000円を減じた金額とする。	
妊産婦健康診査料	医師が行う健康診査	1回につき診療報酬の算定方法により算出した点数に12円96銭の範囲内で理事長が定める額を乗じて得た額	妊産婦健康診査料	医師が行う健康診査	1回につき診療報酬の算定方法により算出した点数に12円60銭の範囲内で理事長が定める額を乗じて得た額
	助産師が行う健康診査	1回につき3,200円		助産師が行う健康診査	1回につき3,200円
新生児管理料	1児1日につき3,810円		新生児管理料	1児1日につき3,810円	
新生児聴覚検査料	1回につき4,900円		新生児聴覚検査料	1回につき4,900円	
検査料	総合精密検査	1人につき120,000円の範囲内で理事長が定める額	検査料	総合精密検査	1人につき120,000円の範囲内で理事長が定める額
	その他の検査	診療報酬の算定方法により算出した点数に10円80銭の範囲内で理事長が定める額を乗じて得た額		その他の検査	診療報酬の算定方法により算出した点数に10円50銭の範囲内で理事長が定める額を乗じて得た額
健康診断料	診療報酬の算定方法により算出した点数に10円80銭の範囲内で理事長が定める額を乗じて得た額		健康診断料	診療報酬の算定方法により算出した点数に10円50銭の範囲内で理事長が定める額を乗じて得た額	
予防接種料	1回につき診療報酬の算定方法により算出した点数に12円96銭の範囲内で理事長が定める額を乗じて得た額と使用した薬剤の実費の額とを合算した額		予防接種料	1回につき診療報酬の算定方法により算出した点数に12円60銭の範囲内で理事長が定める額を乗じて得た額と使用した薬剤の実費の額とを合算した額	
文書料	1通につき6,000円の範囲内で理事長が定める額		文書料	1通につき6,000円の範囲内で理事長が定める額	
駐車場使用料	山口県立総合医療センター	1回につき100円(8時間を超える駐車の場合にあっては、100円に8時間を超える1時間ごとに100円を加算した額)	駐車場使用料	山口県立総合医療センター	1回につき100円(8時間を超える駐車の場合にあっては、100円に8時間を超える1時間ごとに100円を加算した額)
	備考 1 駐車時間が30分以内の場合においては、使用料を徴収しないものとする。 2 8時間を超えて駐車した時間に1時間未満の端数があるときは、その端数の時間は、1時間として計算する。			備考 1 駐車時間が30分以内の場合においては、使用料を徴収しないものとする。 2 8時間を超えて駐車した時間に1時間未満の端数があるときは、その端数の時間は、1時間として計算する。	
その他契約等によるもの	別に理事長が定める額		その他契約等によるもの	別に理事長が定める額	
備考 1 食事療養料、特別病室使用料、非紹介患者初診料及び特別長期入院料は、診療料に加算して徴収する。 2 検査料のうち総合精密検査に係るものには、診療料及び食事療養料を含み、その入院期間は、3日以内とする。			備考 1 食事療養料、特別病室使用料、非紹介患者初診料及び特別長期入院料は、診療料に加算して徴収する。 2 検査料のうち総合精密検査に係るものには、診療料及び食事療養料を含み、その入院期間は、3日以内とする。		

地方独立行政法人山口県立病院機構中期計画

前文

地方独立行政法人山口県立病院機構（以下「県立病院機構」という。）は、県民の健康の保持増進を図るため、救急・急性期医療、高度専門医療、へき地医療などを確実に実施するとともに、県内の医療機関や医療従事者を支援していくことが求められている。

こうした使命を踏まえ、次の基本方針のもと、平成23年4月1日から平成27年3月31日までの期間における中期目標を達成するための具体的計画（以下「中期計画」という。）を策定する。

- 県立病院の医療の充実を進めるとともに、地域医療への支援や県内の医療水準を高める取組を強化する
- 業務運営の改善に積極的に取り組み、効率的で効果的な運営体制を確立する

県立病院機構は、ここに定める中期計画の達成に向けて、役職員一丸となって業務を遂行していく。

第1 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 医療の提供

(1) 県立病院として積極的に対応すべき医療の充実

ア 総合医療センター

- ・ 県民の健康と生命を守るため、将来にわたって総合的で高水準・良質な医療を安定的かつ効率的に、また高い倫理観をもって提供していく。

指標	21年度実績	26年度目標
新規入院患者数	10,065人	10,500人

(ア) 救急医療

- ・ 救命救急センターとして、診療体制の充実に取り組み、ドクターヘリや救急車による搬送患者など、重症重篤な患者を24時間365日受け入れる。

(イ) 周産期医療

- ・ 周産期医療システムの中核施設となる総合周産期母子医療センターの機能の充実を図り、リスクの高い妊婦や新生児などに対する高度で専門的な周産期医療を提供する。
- ・ 人工授精、体外受精などの高度生殖医療を積極的に推進する。特に、TESE(夫の精巣から精子を取り出して顕微授精を行う不妊治療)の実現を目指す。
- ・ 正常経過と判断される一般的な産科医療については、地域における出産ニーズ、医師と看護職員との役割分担などを踏まえ、適切に対応する。

指標	21年度実績	26年度目標
体外受精治療周期数	93件	150件

(ウ) へき地医療

- ・ 県へき地医療支援機構の調整のもと、無医地区への巡回診療や県内各地のへき地診療所への代診医の派遣を実施する。
- ・ へき地を含む地域医療を担う総合医の育成を積極的に支援する。

指標	21年度実績	26年度目標
巡回診療の実施	93回	原則週2回

(エ) 災害医療

- ・ 基幹災害拠点病院として、平常時より県内の他の医療圏の災害拠点病院と連携を密にし、災害時には県災害対策本部とともに医療救護活動を実施する。
- ・ 災害派遣医療チーム(DMAT)の増・充実、医薬品の備蓄などに取り組む。

指標	21年度実績	26年度目標
DMATの災害訓練への参加	—	1回以上

(オ) 感染症医療

- ・ 第一種及び第二種感染症指定医療機関として、平常時から医療体制を整備し、SARSや新型インフルエンザなど感染症発生時には迅速かつ確実に対応する。

指標	21年度実績	26年度目標
感染症に関する訓練の実施	1回	1回以上

(カ) 専門医療、急性期医療

a がん

- ・ がん診療連携拠点病院として、患者の病態に応じた専門的な医療を提供する。

指標	21年度実績	26年度目標
胸(腹)腔鏡下手術件数(肺がん・胃がん・大腸がん)	26件	40件
放射線治療件数	10,519件	11,000件
化学療法件数	4,952件	5,500件

(a) 固形がん

- ・ 手術、放射線療法及び化学療法の組み合わせによる集学的治療をより効果的に実施するため、診療体制の充実に努め、部署横断的な取組を一層推進する。
- ・ 化学療法の充実に努めるため、外来化学療法室の体制を強化する。
- ・ 身体症状の緩和や精神心理的な問題への対応を強化するため、緩和ケア医療を充実する。
- ・ 5大がん(肺がん、胃がん、肝がん、大腸がん、乳がん)に関する地域連携パスを作成し、運用する。

(b) 血液がん

- ・ 化学療法を中心とし、手術・放射線・造血幹細胞移植を組み合わせた集学的治療を効果的に実施するため、診療体制の充実に努める。
- ・ 患者の高齢化が進んでおり、特に高齢者に多い骨髄異形成症候群・多発性骨髄腫に対する新規治療薬を含めた治療法の開発を進める。

b 脳卒中、急性心筋梗塞・大動脈瘤、糖尿病

- ・ 脳卒中などの脳血管障害に対する血管内治療を実施する。また、神経内科と脳神経外科との院内連携及び脳卒中地域連携パスの作成・運用による院外連携を強化する。
- ・ 急性心筋梗塞などの虚血性心疾患、大動脈瘤などに対し、循環器内科と心臓血管外科・外科が中心となって内科的・外科的治療を実施する。また、県央部における急性心筋梗塞の医療連携体制の構築に向けて取り組む。
- ・ 糖尿病地域連携パスを作成し、運用する。

指標	21年度実績	26年度目標
脳血管内手術件数	32件	35件
経皮的冠動脈ステント留置術件数	199件	250件
大動脈瘤ステントグラフ内挿術件数	72件	110件

c 人工関節治療

- ・ 県内で先駆けて設置した「人工関節センター」の整備充実を進め、高度な治療を実施する。また、大腿骨頸部骨折地域連携パスを作成し、運用する。

指標	21年度実績	26年度目標
人工関節（股・膝）置換術件数	137件	250件

イ こころの医療センター

- ・ 県民のこころの健康を支える基幹病院として、精神科救急・急性期医療や専門外来、司法精神医療等の充実を図りつつ、患者と家族を誠実に支援し、地域社会や関係機関と連携して、公益性と倫理観を重視した質の高い医療の提供を推進する。

指標	21年度実績	26年度目標
平均在院日数	119.3日	100日以内

(ア) 精神科救急・急性期医療及び重症患者への対応

- ・ 県内全域の精神科救急医療体制の充実を図るために、県精神科救急情報センターを運営して、精神科病院や他の医療機関などと連携しつつ、精神科救急医療システムの基幹病院としての役割を積極的に担う。特に、措置入院患者など精神症状の急性増悪で興奮・暴力性が高まった重症患者の入院治療を適切に行うため、精神科救急入院病床の充実を図り、多職種チームによる質の高い急性期医療を提供して、早期の退院・社会復帰、再発防止を進める。

指標	21年度実績	26年度目標
措置・緊急措置入院患者の受入れ	49%	50%以上
時間外・休日・深夜の診療件数	282件	250件
精神科救急情報センター対応件数	289件	250件
入院期間5年以上の在院者比率	16.7%	10%以下

(イ) 専門外来等の充実

- ・ 児童・思春期外来、物忘れ外来、依存症外来、高次脳機能外来などの専門外来診療体制の充実を図るために、臨床心理士や精神保健福祉士、作業療法士、看護師などが連携した診療体制を強化する。
- ・ 臨床心理センターにおいて、医師、臨床心理士が県内の精神保健・心理・教育・福祉の専門職や公的機関に対し、事例検討・研修・スーパーヴィジョンを当院においてあるいは依頼のあった機関に出向いて行うなどの支援を展開する。

指標	21年度実績	26年度目標
専門外来診療延べ患者数（初診）	159人	230人
関係機関（児相、知更相）支援件数	18回	18回以上

(ウ) 認知症医療ネットワークの構築

- ・ 認知症疾患医療センターを運営して、県内の保健医療・介護機関などと連携を図りながら、認知症の鑑別診断や、行動・心理症状に対する急性期治療、専門医療相談を実施するとともに、地域保健医療・介護関係者への研修を行うことにより、認知症の保健医療水準の向上を図る。

指標	21年度実績	26年度目標
地域包括支援センターとの連携会議・協議会開催回数	11回	24回
認知症疾患医療センター相談件数	80件	250件

(エ) 司法精神医療の充実

- ・ 県内の司法精神医療体制を充実させるために、医療観察法に基づく指定入院医療機関としての施設整備を進め、心神喪失者など同法の対象者に適切で継続的な入院医療及び外来医療を提供し、社会復帰の促進を図る。また、司法機関に協力して刑事精神鑑定を適正に実施する。

指標	21年度実績	26年度目標
医療観察病棟の開設	—	8床
医療観察病棟の病床利用率	—	90%

(2) 医療従事者の確保、専門性の向上

ア 医療従事者の確保

- ・ 優れた人材を確保するため、大学などの教育・養成機関及び県などの関係機関との連携の強化を図り、適時適切な採用を進める。
- ・ 総合医療センターでの7対1看護の実施、こころの医療センターでの精神科救急入院の受け入れ拡充など、急性期における医療提供体制のさらなる充実に向け、医療従事者の必要数の確保に努める。
- ・ 育児休業制度の適切な運用と合わせて、育休職員の円滑な職場復帰に向けた支援を行う。

イ 医療従事者の専門性の向上

- ・ 教育研修計画に基づき計画的に研修を行い、高い専門性を有する人材の育成に努める。
- ・ 職務上、有益な資格の取得を促進するため、外部研修の受講などに対する支援を実施する。

(3) 施設設備の整備

- ・ 施設整備計画及び機器整備計画に基づき、計画的に整備する。

(4) 医療に関する安全性の確保

ア 医療事故の防止対策

- ・ リスクマネージャーや医療安全に関する院内組織が中心となって、ヒヤリハット事例などの関連情報の収集と分析及び結果の提供、院内研修の実施、安全管理マニュアルの充実などを行い、医療事故の未然防止を図る。
- ・ 医療事故公表基準に基づき、情報を公表し、県民の信頼と医療安全の確保に努める。

イ 医薬品及び医療機器の安全管理

- ・ 医療安全に関する情報の収集と提供、服薬指導、医薬品・医療用放射線・医療機器の安全管理の充実に取り組む。

指標	総合医療センター		こころの医療センター	
	21年度実績	26年度目標	21年度実績	26年度目標
服薬指導件数	3,690件	6,200件	520件	600件

ウ 院内感染の防止対策

- ・ 院内感染対策委員会を中心に、院内感染の監視、指導・教育などを徹底する。

(5) 患者サービスの向上

ア 患者本位の医療の実践

(ア) インフォームドコンセントの充実

- ・ 治療方針や治療経過の説明書類の点検・見直し、説明方法の工夫に取り組む。

(イ) クリニカルパスの活用

- ・ 総合医療センターにおいて、クリニカルパス（退院までの治療手順をあらかじめ定めた計画表）を適用した治療を推進する。

指標	21年度実績	26年度目標
クリニカルパス使用件数	2,299件	2,500件

(ウ) 患者及び家族への相談支援

- ・ 複数の職種が連携し、患者及び家族からの治療、生活、心理的な事項などに関する多様な相談に対応するとともに、相談支援体制の充実を図る。

- ・ 治療内容等の選択にあたり、他の医療機関の意見を求める患者や家族に適切に対応できるよう、総合医療センターにおいて、セカンドオピニオン外来を実施する。また、こころの医療センターにおいて、患者及び家族を支援するために、家族を対象とした講演会、研修会を開催する。

イ チーム医療の推進

- ・ 患者の状況に的確に対応した医療を提供するため、各医療従事者が高い専門性をもって、目的と情報を共有し、互いに連携・補完し合うチーム医療を推進する。

ウ 適正な情報管理

- ・ 山口県個人情報保護条例及び山口県情報公開条例の実施機関として、個人情報の取扱いに関する実施規程に基づき、個人情報を適正に管理するとともに、患者及びその家族への開示を適切に行う。
- ・ 医療分野における情報化の進展に対応するため、情報管理体制の充実を図る。特に、総合医療センターの各種情報システムを総合的に管理するため、専任の情報管理担当を配置する。

エ 院内サービスの向上

- ・ 患者や来院者がより快適に病院を利用できるよう、職員の接遇向上や待ち時間の改善、施設設備の計画的な補修や利便施設の充実、病院ボランティアの受け入れなどに取り組む。
- ・ サービス向上にあたっては、患者及び来院者ニーズを把握するため、意見箱の設置と定期的なアンケートを行うとともに、病院ボランティアの声や第三者評価機関による病院機能評価を活用する。

(6) 地域医療への支援

ア 地域医療連携の推進

(ア) 県内医療機関等との連携

- ・ 総合医療センターにおいて、患者の相互紹介及び地域連携パス（地域の医療機関の連携による急性期から在宅までの一貫した診療計画）の運用に取り組み、地域医療支援病院の承認取得を目指す。
- ・ 他の医療機関など関係機関との連携を推進するため、総合医療センターの地域連携部門の機能強化を図る。

指標	21年度実績	26年度目標
紹介率（総合医療センター）	39.3%	60%以上

(イ) 県内医療機関への支援

- ・ 総合医療センターにおいて、高度医療機器の共同利用、施設の一部開放に取り組む。

- ・ 診療体制を確保し、他の医療機関からの要請に応じられる職員派遣制度を整備する。

イ 社会的な要請への協力

- ・ 公的機関が行う学生に対する講義や医療・福祉従事者に対する研修会への講師派遣など社会的な要請に応じて協力を行う。

2 医療に関する調査及び研究

(1) 臨床研究の実施

- ・ これまでに得られた知見や豊富な症例をもとに、診断方法や治療方法の改善などに関する調査研究に取り組む。
- ・ 総合医療センターにおいて、がん医療の質の向上を図るため、院内がん登録を推進する。
- ・ 新薬などの有効性や安全性を高めるための治験を実施する。

指標	21年度実績	26年度目標
治験件数	7件	7件以上

(2) 情報の発信

- ・ 公開講座の開催、ホームページや病院広報誌などにより、高度専門医療や特殊医療の実績、健康管理に有用な情報などを提供する。

3 医療従事者等の研修

(1) 臨床研修医の受入れ

- ・ 研修実施体制の充実に取り組むとともに、県医師臨床研修推進センターなどの関係機関との連携を深め、初期研修医及び後期研修医を積極的に受け入れる。

指標	21年度実績	26年度目標
初期研修医数（総合医療センター）	14人	14人以上

(2) 実習生の受入れ

- ・ 医学生や看護部・薬学部などの実習生を受け入れる。

(3) 地域医療従事者の育成

- ・ 総合医療センターにおいて、救急救命士など地域医療従事者の実習を引き受ける。
- ・ 地域の医療従事者の資質の向上を図るため、総合医療センターにおいて、地域の医療従事者が参加する研修会などを計画的に実施する。

第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 経営体制の確立

- ・ 理事会での意思決定を迅速に行うとともに、理事長や理事会を補佐するための経営企画機能を整備充実する。また、効率的な組織とするため、病院経営において必要な各病院の独自性を確保したうえで、本部及び病院の役割分担を明確にする。
- ・ 職員の病院運営に対する意識を醸成するため、経営情報の定期的な提供などを行う。

2 効率的・効果的な業務運営

(1) 組織、人員配置の弾力的運用

- ・ 必要に応じて部門の再編を行うなど、医療需要や業務環境の変化に的確に対応した業務体制とする。また、有期雇用職員の配置など業務量の変化に柔軟に対応する。

(2) 柔軟な予算執行

- ・ 新たな会計制度のもと、中期目標期間の枠内での柔軟な予算運用、多様な契約手法を活用した効率的・効果的な予算執行を行う。また、部門別や診療科別収支の適切な把握に努め、経営改善の成果の検証を行う。
- ・ 経営改善に向けた取組を促進するため、改善成果の一部を還元し、医療の質の向上や研修研究活動の支援に活用できる仕組みの導入について検討する。

(3) 事務部門の専門性の向上

- ・ 職員の計画的な採用を行いながら、有用な人材の確保に努める。また、専門性を高めるための取組を進める。特に、医事、物品管理及び情報管理業務に関する専門的職員の確保・育成を図る。

(4) 2病院の連携

- ・ 両病院間の連携・協力体制の整備・充実を図るため、職員の相互派遣や合同研修の実施、材料の共同調達や管理などに取り組む。

3 収入の確保、費用の節減・適正化

(1) 収入の確保

- ・ 県民に提供する医療の充実、病診連携・病病連携の拡大、診療報酬請求事務の強化などに取り組み、収入の確保を図る。
- ・ 未収金の発生を未然に防止するとともに、早期の回収に取り組む。

指標	総合医療センター		こころの医療センター	
	21年度実績	26年度目標	21年度実績	26年度目標
新規入院患者数	(10,065人)	(10,500人)	515人	620人
平均在院日数	14.9日	14.5日程度	(119.3日)	(100日以内)

(2) 費用の節減

- ・ 物流管理システム（SPD）の活用による医薬品などの在庫の適正化、後発医薬品の採用促進や材料の共同調達を進め、材料費の抑制を図る。また、複数年契約の拡大や複合契約の導入などを進め、経費の節減を図る。

指標	総合医療センター		こころの医療センター	
	21年度実績	26年度目標	21年度実績	26年度目標
材料費対医業収益比率	30.4%	29%以下	9.4%	8%以下
後発医薬品採用率(品目)	8.3%	15%	12.1%	15%

第3 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

- ・ 「第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置」で定めた計画を確実に実施することにより、経常収支の改善を図り、中期目標期間内に黒字とする。

1 予算（平成23年度～平成26年度）

（単位：百万円）

区分	金額
収入	65,728
営業収益	60,836
医業収益	52,293
運営費負担金収益	8,183
その他営業収益	360
営業外収益	554
運営費負担金収益	263
その他営業外収益	291
臨時利益	0
資本収入	4,338
長期借入金	3,177
その他資本収入	1,161
支出	65,585
営業費用	55,208
医業費用	53,556
給与費	31,712
材料費	13,384
経費	8,291
その他医業費用	169
一般管理費	1,652
営業外費用	1,488
臨時損失	0
資本支出	8,889
建設改良費	4,451
償還金	4,398
その他資本支出	40

（注1）計数は、端数をそれぞれ四捨五入している。

（注2）期間中の診療報酬の改定や給与改定等の変動は考慮していない。

【人件費の見積り】

期間中総額 33,234 百万円を支出する。

なお、当該金額は、役職員に係る報酬、基本給、諸手当、法定福利費及び退職手当の額に相当するものである。

【運営費負担金の算定ルール】

救急医療などの行政的経費及び高度医療などの不採算経費については、地方独立行政法人法第85条第1項の規定を基に算定された額とする。

建設改良費及び償還金に充当される運営費負担金は、経常費助成とする。

2 収支計画（平成 23 年度～平成 26 年度）

（単位：百万円）

区分	金額
収入の部	61,500
営業収益	60,946
医業収益	52,293
運営費負担金収益	8,183
その他営業収益	470
営業外収益	554
運営費負担金収益	263
その他営業外収益	291
臨時利益	0
支出の部	61,068
営業費用	59,580
医業費用	57,899
給与費	31,326
材料費	13,384
経費	8,291
減価償却費	4,729
その他医業費用	169
一般管理費	1,681
営業外費用	1,488
臨時損失	0
純利益	432

（注 1）計数は、端数をそれぞれ四捨五入している。

（注 2）期間中の診療報酬の改定や給与改定等の変動は考慮していない。

3 資金計画（平成 23 年度～平成 26 年度）

（単位：百万円）

区分	金額
資金収入	65,728
業務活動による収入	61,390
診療活動による収入	52,293
運営費負担金による収入	8,446
その他の業務活動による収入	651
投資活動による収入	1,161
投資活動による収入	1,161
財務活動による収入	3,177
長期借入れによる収入	3,177
その他の財務活動による収入	0
資金支出	65,728
業務活動による支出	56,696
給与費支出	31,712
材料費支出	13,384
その他の業務活動による支出	11,600
投資活動による支出	4,491
有形固定資産の取得による支出	4,451
その他の投資活動による支出	40
財務活動による支出	4,398
長期借入金の返済による支出	845
移行前地方債償還債務の償還による支出	3,553
その他の財務活動による支出	0
次期中期目標期間への繰越金	143

（注 1）計数は、端数をそれぞれ四捨五入している。

（注 2）期間中の診療報酬の改定や給与改定等の変動は考慮していない。

第 4 短期借入金の限度額

1 限度額

1,700 百万円

2 想定される短期借入金の発生理由

賞与の支給等、資金繰り資金への対応

第 5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

第 6 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、病院施設の整備、医療機器の購入等に充てる。

第7 料金に関する事項

1 使用料及び手数料

理事長は、使用料及び手数料として、別表に定める額を徴収する。

2 還付

既納の使用料及び手数料は、還付しない。ただし、理事長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

3 減免

理事長は、特別の理由があると認める者に対しては、使用料又は手数料を減免することができる。

第8 その他業務運営に関する重要事項

1 人事に関する計画

(1) 人事評価制度

- ・ 職員の職務に対する意欲の向上や中長期的な人材育成などに活用するため、人事評価制度を構築する。

(2) 給与制度

- ・ 勤務成績などを考慮した職員の意欲向上に資する給与制度の導入について検討する。

2 就労環境に関する計画

(1) 勤務形態の多様化

- ・ 職員の仕事と生活の調和に配慮した多様な勤務形態の導入について検討する。

(2) 就労環境の整備

- ・ 待遇の改善、更衣室や休憩室の充実など、働きやすい環境づくりを進める。
- ・ 総合医療センターにおける院内保育所での延長保育や24時間保育、病児・病後児保育、こころの医療センターにおける民間保育所の活用検討など、育児支援策の充実を図る。
- ・ 職員の意向を把握するため、定期的に調査を実施する。

3 積立金の処分に関する計画

なし

別表

区分		金額	
診療料	社会保険加入患者及び公的扶助患者	健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 76 条第 2 項（同法第 149 条において準用する場合を含む。）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 71 条第 1 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法（以下「診療報酬の算定方法」という。）により算定した額	
	労災保険患者	国が定める労災診療費算定基準により算定した額	
	自費患者	診療報酬の算定方法により算出した点数に 12 円 96 銭の範囲内で理事長が定める額（道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 2 条第 2 項に規定する自動車及び同条第 3 項に規定する原動機付自転車による交通事故に係る場合にあっては、20 円）を乗じて得た額	
	備考	<p>1 初診（他の病院又は診療所からの文書による紹介がある場合及び緊急その他やむを得ない事情がある場合に受けたものを除く。）に係る診療料の料金は、3,240 円の範囲内で理事長が定める額を、前記の診療料の金額に加算した額とする。</p> <p>2 選定療養であって厚生労働大臣が定める方法により計算した入院期間が 180 日を超えた日以後の入院（厚生労働大臣が定める状態等にある者の入院を除く。）に係る診療料の料金は、厚生労働大臣が定める点数の 100 分の 15 に相当する数に 10 円 80 銭の範囲内で理事長が定める額を乗じて得た額を、前記の診療料の金額に加算した額とする。</p>	
食事療養料	社会保険加入患者及び公的扶助患者	健康保険法第 85 条第 2 項（同法第 149 条において準用する場合を含む。）及び高齢者の医療の確保に関する法律第 74 条第 2 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（以下「食事療養の費用額算定表」という。）により算定した額	
	労災保険患者	国が定める労災診療費算定基準により算定した額	
	自費患者	食事療養の費用額算定表により算出した額に 100 分の 108 を乗じて得た額の範囲内で理事長が定める額	
特別病室使用料	特別個室	1 日につき 11,880 円（消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）別表第 1 第 8 号に掲げる資産の譲渡等（以下この項において「助産に係る資産の譲渡等」という。）にあっては、11,000 円）	
	普通個室	1 日につき 3,240 円（助産に係る資産の譲渡等にあっては、3,000 円）	
分べん料	医師の管理の下において行う分べん	帝王切開によるもの	1 児につき 148,000 円（多胎の場合にあっては、第 2 児以降、1 児につき 89,000 円）
		その他のもの	1 児につき 168,000 円（多胎の場合にあっては、第 2 児以降、1 児につき 99,000 円）

	助産師の管理の下に おいて行う分べん	1児につき 119,000 円(多胎の場合にあっては、第2児以 降、1児につき 74,500 円)
	備考 1 診療時間以外の時間に診療(分べんの介助を含む。以下この項において同じ。)を行なった場合(帝王切開を行なった場合を除く。)の分べん料の金額は、前記の分べん料の金額から 30,000 円を減じた額に 100 分の 20(午後 10 時から午前 6 時までの間に診療を行なったときは、100 分の 40)を乗じて得た額を当該分べん料の金額に加算した金額とする。 2 在胎期間が 22 週間に満たない場合の分べん料の金額は、前記の分べん料の金額から 30,000 円を減じた金額とする。	
妊産婦健康診 査料	医師が行う健康診査	1回につき診療報酬の算定方法により算出した点数に 12 円 96 銭の範囲内で理事長が定める額を乗じて得た額
	助産師が行う健康診 査	1回につき 3,200 円
新生児管理料		1児1日につき 3,810 円
新生児聴覚検査料		1回につき 4,900 円
検査料	総合精密検査	1人につき 120,000 円の範囲内で理事長が定める額
	その他の検査	診療報酬の算定方法により算出した点数に 10 円 80 銭の範 囲内で理事長が定める額を乗じて得た額
健康診断料		診療報酬の算定方法により算出した点数に 10 円 80 銭の範 囲内で理事長が定める額を乗じて得た額
予防接種料		1回につき診療報酬の算定方法により算出した点数に 12 円 96 銭の範囲内で理事長が定める額を乗じて得た額と使 用した薬剤の実費の額とを合算した額
文書料		1通につき 6,000 円の範囲内で理事長が定める額
駐車場使用料	山口県立総合医療セ ンター	1回につき 100 円(8 時間を超える駐車の場合にあっては、 100 円に 8 時間を超える 1 時間ごとに 100 円を加算した額)
	備考 1 駐車時間が 30 分以内の場合においては、使用料を徴収しないものとする。 2 8 時間を超えて駐車した時間に 1 時間未満の端数があるときは、その端数の 時間は、1 時間として計算する。	
その他契約等によるもの		別に理事長が定める額
備考 1 食事療養料及び特別病室使用料は、診療料に加算して徴収する。 2 検査料のうち総合精密検査に係るものには、診療料及び食事療養料を含み、その入院期間は、 3 日以内とする。		